

議案第 17 号

羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（扶養手当） 第 11 条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（１） （略）</u> <u>（２） （略）</u> <u>（３） （略）</u> <u>（４） （略）</u> <u>（５） （略）</u> 3 扶養手当の月額、<u>前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳	（扶養手当） 第 11 条 （略） 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>（１） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>（２） （略）</u> <u>（３） （略）</u> <u>（４） （略）</u> <u>（５） （略）</u> <u>（６） （略）</u> 3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳

に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第１２条 削除

に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の申請）

第１２条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（１） 新たに扶養親族としてその要件を具備するに至った者がある場合

（２） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

２ 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場

合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

（3） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（通勤手当）

第13条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」と

（通勤手当）

第13条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において

「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員
支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員
交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

いう。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員
支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員
交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であって規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支

給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

（２） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 （略）

7 （略）

8 （略）

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

(単身赴任手当)

第13条の5 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当)

第13条の5 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他市規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の4 (略)

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日のから午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) (略)

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しく

前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の4 (略)

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) (略)

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しく

は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める<u>とき。</u> 2～5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） <u>第21条の6 第4条第3項から第10項まで、第11条及び第13条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>	は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める<u>とき</u> 2～5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） <u>第21条の6 第11条から第13条まで、第13条の3及び第13条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>
---	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700

14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	

47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	

80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		
100		301, 400	351, 000		
101		301, 600	351, 500		
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			

	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）前において羽生市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前

日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の羽生市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第４条の規定の適用については、同条第２項中「（５） 重度心身障害者」とあるのは
- 「（５） 重度心身障害者
- （６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
- と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後給与条例第１３条の２第４項及び第１３条の５第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

（羽生市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の

一部改正)

7 羽生市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(令和4年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 (羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 3 1 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。 3 2 暫定再任用短時間勤務職員に対	附 則 (羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 3 1 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。 3 2 暫定再任用短時間勤務職員に対

する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

附則別表 号給切替表（附則第2項関係）

給料表の適用を受ける職員の新号給

	職務の級				
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2

4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	

8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明